発議第 1 号

八雲町議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条及び八雲町議会会議規則(平成17年八雲町議会規則第1号)第13条第1項の規定により提出します。

平成28年3月18日

提出者

八雲町議会議員 岡 田 修 明

賛 成 者

八雲町議会議員 岡 島 敬

ル 佐藤智子

ッ 宮本雅晴

ッ 大久保 建 一

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

八雲町議会基本条例の一部を改正する条例

八雲町議会基本条例(平成 25 年八雲町条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

る 。	
現行	改正後
(議会事務局の体制整備)	(議会事務局の体制整備)
第10条 議会は、議会及び議員の政策立案	第10条 議長は、議会の政策立案機能を強
機能を高めるため、議会事務局の調査及	化させ、議会活動を円滑かつ効率的に行
び法務機能を積極的に強化する。	<u>うため、専門的な知識経験を有する職員</u>
	の配置及び育成を行うなど、議会事務局
	の機能強化及び組織体制の整備に努める
	ものとする。
	2 議長は、事務局長その他の職員を任免
	<u>するときは、あらかじめ町長と協議する。</u>
	5 and 3 3 3 4 4 5
│ 備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則 この条例は、公布の日から施行する。